



将来研究に従事する医師(臨床研究医)の養成

現状と課題

- 基礎医学領域の研究に関して、学部・臨床研修を通じて、いくつかの制度が進行中
- 臨床医学領域の研究に関して、専門研修後の大学院進学、アカデミアへの自発的就職に支えられているものの学会・専攻医ともインセンティブに乏しい
- 専門医の診療科偏在・地域偏在の議論では、就労時間のタイムスタディに基づくとされているが、研究力低下対策、医学教育の変革に関する視点に乏しい

研修期間

1~4 5 6 PG1 PG2 PG3 PG4 PG5 PG6 PG7 PG8 PG9 PG10~

プログラム制	学部	臨床実習	臨床研修	専門研修(3~5年)	一般臨床/大学院
カリキュラム制	学部	臨床実習	臨床研修	専門研修/一般臨床	
臨床研究医コース	学部	臨床実習	臨床研修	専門研修(カリキュラム制)/大学院 臨床研鑽 effort50%以上を研究に充てる	臨床教員等

基礎研究医コース	学部	臨床実習	臨床研修	大学院	基礎教員
(参考)専門研修ではない。					

研修システム

PG: post graduate

ポイント

↓ : 専門医資格取得

↓ : 学位取得

日本専門医機構

責任医療機関

協議

定員設定

応募

研修



研究

大学院/研究所

基本領域学会

専門医資格

- 基本領域学会と協議し、機構が定員設定し、募集を行う

- 定員は各基本領域最低1名、それ以後は応募数に応じて配分

- 研修は責任医療機関で管理し、カリキュラム制で行う

- 研究は大学院あるいは研究所で行い、First authorとして、SCI論文2本以上(case reportは除く)

- 臨床研究医プログラムは在籍期間中、後半5年間はエフォートの50%以上を研究に充てる

- コース在籍中は、責任医療機関の給与規定によって身分が保証される

- 途中でコースの責務を果たせなかった場合には、所属責任医療機関の定員を減じる



臨床研究医コースの募集と採用

臨床研究医コースの概要

- 基本領域の専門医資格を取得後あるいは取得中に、大学院あるいは研究所に所属し、定められた一定期間医学研究に従事する
- 専門医資格取得のための研修は、責任医療機関で管理し、カリキュラム制で行う
- コースは全体で7年間とし、最初の2年間を臨床研鑽を行い、後半5年間はエフォートの50%以上を研究に充て、SCI(Science Citation Index)のついた英文雑誌においてFirst authorとして2本以上の論文発表を課す

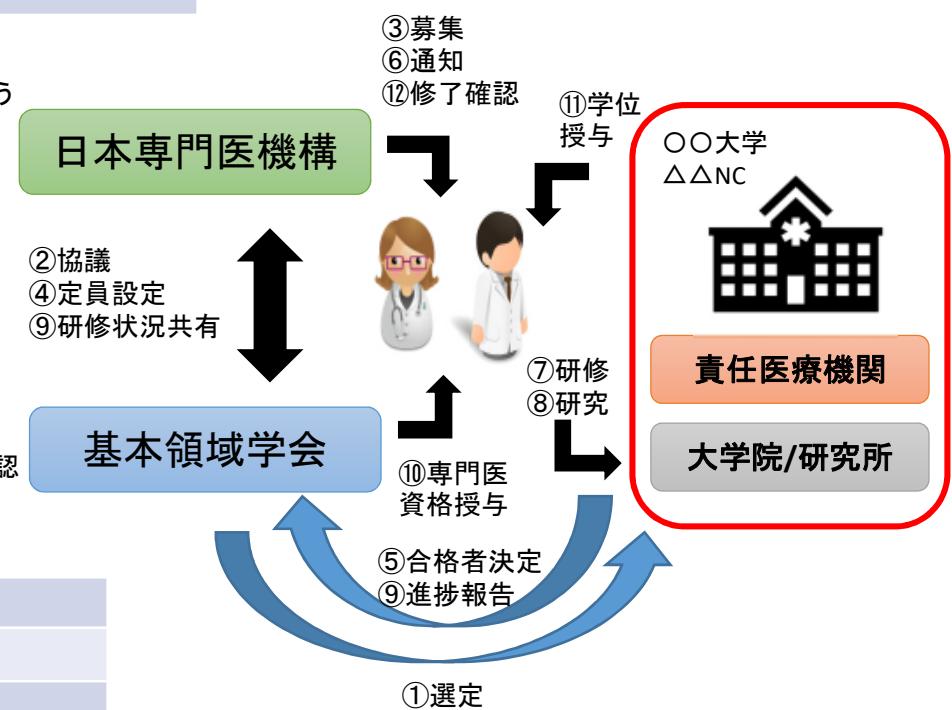
臨床研究医コースの募集と採用の流れ

- 基本領域の窓口学会と機構が協議を行い定員を設定するが、募集は機構が行う
- 19基本領域に最低1名の定員を用意し、残りは応募者数に応じて配分する
- 初年度は40人からスタートし、経過を見ながら漸増

- ① 基本領域の窓口学会は、コース内容の検討と責任医療機関の選定を行う
- ② 機構と学会が協議を行い、機構がHPでコース内容(診療科・大学名)の案内を行う
- ③ 機構は、臨床研究医コースを希望する専攻医をHPで募集する
- ④ 機構は、応募者数に応じて、各基本領域に定員を割り振る
- ⑤ 責任医療機関で合格者を決定し、学会で調整のうえ機構に報告する
- ⑥ 機構から専攻医に対して、合否を連絡する
- ⑦ 合格した専攻医は、コースを設置した責任医療機関で研修を開始する
- ⑧ 2年間経過後、コース内容に応じて研究を開始する
- ⑨ 責任医療機関は基本領域学会コースの進捗状況を報告し、機構と共有する
- ⑩ 基本領域学会は、定めたカリキュラムを達成した場合に、専門医資格を授与する
- ⑪ 大学院進学の場合には、規定に従い大学院が学位を授与
- ⑫ 7年間のコース在籍、2本以上の英文論文をもって、機構が臨床研究医の修了確認

今後のスケジュール

8月	各基本領域の窓口学会と協議
9月上旬	専攻医に対して、臨床研究医コースの募集開始
9月下旬	日本専門医機構から採用結果を通知
10月	一般基本領域の募集開始



令和2年7月9日作成

日本専門医機構が設定する臨床研究医コースについて

一般社団法人日本専門医機構

1. 臨床研究医コース設定の背景

これまで専門医制度は、基本的に、ある一定の診療領域において専門性を發揮して診療に従事する医師を育成することを目的としてきた。診療科および地域における専門医数の偏りについても同様の立場から議論が進められている。

一方、アカデミアにおける医学教育あるいは医学研究の場でも、医師が自身の臨床的専門性に基づいて中心的役割を發揮する必要がある。とくに医学研究は、基礎医学に勤しむ研究者のみならず、専門医資格を取得して臨床診療を経験し、その後大学院や研究所で医学研究に進んだ医師に支えられているのが現実である。また、医学教育においても、高度急性期医療のOJTは大学病院やナショナルセンター病院、公立の地域の中核医療機関で行われてきた。しかしながら、現在の厚生労働省医道審議会医師専門研修部会では、一般的な日常診療のニーズを中心にして議論が行われており、医育機関や研究所での研究・教育に必要な人員についてかならずしも十分な配慮がなされていない。臨床医がその経験を基盤として研究・教育に携わることができなければ、我が国における臨床医学の研究・教育の発展に多大な影響を与える可能性がある。そこで、日本専門医機構では、新たに臨床にかかわる研究・教育の中心的役割を担う専門医師を育成する必要があると考え、臨床研究医コース新設を試みることとした。

すでに医学部教育や臨床研修制度には、将来基礎医学に進む者を育成するしくみがある。今回議論するものは、大学やナショナルセンターにおいて、研究・教育を主たる業務にする臨床研究医（clinician scientist）についてである。その医師には特定の診療科における専門医としての一定の診療経験や知識を持つとともに、将来的にはその領域における臨床研究および教育を継続的に行なうことが求められる。つまり、すでに制度化された基本領域の専門医を取得したうえで、さらに臨床研究のために大学院やナショナルセンターで研究に従事する。こうした臨床医学研究に従事することを中心的業務とする医師を継続的に育成する養成コース設定は、我が国の臨床医学水準を維持するうえで重要と考えられる。

2. 臨床研究医コースの定義および義務

日本専門医機構として、従来の基本領域における専門医制度とは別に、基本領域の専門医資格を取得後あるいは取得中に、大学院あるいはナショナルセンターに所属し、定められた一定期間医学研究に従事する医師を養成するためのプログラムを「臨床研究医コース」

と呼称する。通常の専門医資格取得のための診療経験はカリキュラム制に基づいて修練を積むものとし、診療科および地域ごとの定員やシーリングの対象外として日本専門医機構が定員を定めるが、別途研究従事および成果について義務を求める。

3. 定員に関する考え方

基本領域専門医制度とは別に日本専門医機構が直接募集する。募集は通常の専門研修のプログラムに先んじて行われ、臨床研究医枠に入ることができなかった場合でも、通常の専門研修プログラムに応募することは妨げない。その後、専門医資格取得後に本枠適用外の専攻医が研究の道へ進むことも何ら問題がない。

この制度は、参画を希望する基本領域の申請に基づいて、日本専門医機構が募集するものであり、定員は両者の協議に基づいて定める。いずれの基本領域も 1 名以上の臨床研究医枠を持つことの権利を有する。自身の領域における専門医育成において本制度を利用する利点がないと判断される基本領域では、この制度に不参加の場合もある。この際の定員は、参画を希望する基本領域に割り振られる。

全体の定員は 40 名から開始し、応募状況を見ながら漸次増員を行う。この定員は厚労省の示す、各基本領域および地域ごとの定員とは別枠で定められる。基本領域学会は、臨床研究医を受入れる大学・研究機関を多めに選定し、日本専門医機構に報告する。その際、臨床研修の方法と研究を行う機関および内容および身分保障に関する諸条件を提示することが必要となる。機構は、全体の定員調整を行った後に、一般公募より 1 か月早い 9 月をめどに募集を開始する。

日本専門医機構は、基本 19 領域へは最低限 1 枠は確保するが、本研修様式を希望しない領域分も含めて、残りの定員は応募者総数に占める応募者数の割合によって各領域に割振る。採用されなかった応募者は、それ以後に開始される通常専門研修プログラムへの併願もできる。

4. 臨床研究医コース受け入れに求められる責務

1) 専門研修および研究の方法

大学医学部の本院あるいは分院、またはナショナルセンター病院を責任医療機関として、基本領域の専門研修を当該領域のカリキュラム制研修と同じ内容で行う。臨床経験として認定研修施設での常勤での臨床専従勤務を 2 年以上とするが、それ以外の期間は大学院あるいは研究所に所属し、医学研究を行う。研究開始後、研究に費やす時間が週の労働時間の 50%以上となるようにすること。コース終了までの期間は当該機関の規定に従って給与が支払われ、身分が保証される。

*地域枠で入学した医学生が卒後 9 年間にわたり同一の都道府県において就労義務があることを参考にして、臨床研究医に課せられる研究従事期間を専門研修開始後 7 年間（卒後 9 年間）とした。

*専攻医が研究従事期間や論文発表要件を満たせなかった場合は、当該責任医療機関での専門研修および臨床研究医コースの育成定員を次年度分においてそれぞれ減ずる。

*専攻医自身が、臨床研究医コースによる研修の中止(要件達成の断念)ことを希望する場合は、日本専門医機構と協議を行い、日本専門医機構と当該領域学会の承認をえることとする。

2) 業績および修了認定

臨床研究医は、上記 7 年間のうち、SCI (Science Citation Index) のついた英文雑誌において First author として 2 本以上の論文発表を行う必要がある (case report は除く)。7 年間が経過した時点において、日本専門医機構に対して専門医取得および研究論文の報告を行う。終了後も、大学あるいはナショナルセンターに所属し、研究・教育に従事することが望ましい。

3) 休止および留学

責任医療機関である大学またはナショナルセンターが診療および研究に関する従事状況を管理し、日本専門医機構に報告する。休止期間および規定は、各基本領域の専門研修プログラム整備基準に定められた通りとする。大学院に所属する場合には研究の内容によっては、社会人大学院に入学することができる。研究の必要性に応じて、国内外の研究施設に留学することは可能であり、その期間は研究期間に含まれる。